

**工事監査等の法的根拠と受益者**

公益社団法人 大阪技術振興協会

**公共工事の工事監査・検査業務は法律等で実施主体が決められている。**

- 公共工事の工事監査の法的な根拠について、地方自治法第 199 条（監査委員の職務権限）第 2 項に地方公共団体の監査委員の職務執行の工事監査において、その精神を具現するためには、専門技術に関わる高度な識見・経験とともに当該業務における深い熟練を必要とするので、その有効な対策の一例を示す公的文書として、自治省行政課長が奈良県総務部長に送達した同課長回答「自治省第 35 号(昭和 43 年 4 月 10 日付)があり、『市町村の監査委員の性質上、土木・建築等の専門的知識が必要な場合、民間団体（技術振興会）に対して工事等の調査を依頼し、その調査結果を参考にして監査を行なっても差し支えない』（自治六法 P-155 / 榊ぎょうせい発行）と回答し、現在もその考え方が踏襲され、技術を必要とする監査業務に外部委託による方法が多く採用されている。
- 公共工事の工事検査等の法的な根拠について、地方自治法第 167 条の 15（監督又は検査の方法）の第 4 項、同法第 234 条の 2 第 1 項（契約の履行の確保）により、『公共団体の長は特に専門的な知識又は技能を必要とすること等の理由により、当該職員によって監督又は検査が行うことが困難であり、又は適当でない認められるときは、当該職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる』ことにより、公共工事で技術を必要とする監督・検査業務において外部委託による方法が多く採用されている。
- 当協会の業務は、この法的根拠のもと、設立当初関東中心に(社)日本技術士会が既に活動していたが、中央でなく近畿地方にあつて技術士業務を行う公益法人として認可を受けたことが始まりで、関西を中心に徐々に西日本各地に拡がり、今では関東の一部及び静岡県以西、九州各地、沖縄県までの 34 都府県 125 余自治体の広範囲で委託されるようになり、過去 45 年間の永きに亘り事業を継続している。

※「専門的知識を有する者」とは、労働基準法第 14 条第 1 項第 1 号（H15.10.22 厚労省告示第 356 号）に示した高度の専門的な知識、技術又は経験を有する者として、技術士が指定され、他に博士、公認会計士、医師、弁護士、一級建築士、税理士、弁理士、社会保険労務士等がそれに当たる。

**[受益者は市民]**

- 公共工事の工事監査及び検査業務について、工事監査は地方公共団体のほとんどが監査委員による内部監査の形で行われ、その監査において専門的知見から指導・助言を行うものであり、また、工事検査は工事請負や業務委託の契約履行の確保のため行う検査の補完的なものであるが、何れも重要な役割がある。したがって、それぞれの基準（監査；標準町村監査基準等、検査；工事監督・検査要領等）に従った、公正かつ高品質の監査・検査が要求され、技術士の正直さと誠実さで第三者的な審査を行うことにより公平性と質が確保され、公共工事の品質やコストなど技術的な視点で適正さを技術士の目で点検し、税金が効率的に使われているかを確認できることにより、市民等の公益の増進が図られているので、受益者はその地方公共団体に関係する市町村に居住する不特定かつ多数の市民である。

（ここまで）